

税金の話

保険と税

保険料の負担者や支払い原因によって 課税関係が異なります

区分	被保険者	負担者	受取人	保険事故等	課税関係
				満期	夫の一時所得
				満期	妻に贈与税
				夫の死亡	妻に相続税
	 (契約者)			夫の死亡	妻に相続税(生命保険契約に関する権利)
				満期	夫の一時所得
				妻の死亡	

保険料を支払ったとき
 生命保険や個人年金保険の保険料を支払うと、「生命保険料控除」、火災保険料などの損害保険の保険料を支払うと、「損害保険料控除」として、所得税や住民税を計算するときに所得金額から控除されます。
 保険期間が五年未満の生命保険などの中には、控除の対象とならないものもありますので注意してください。

確定申告の際は、保険料控除に関する証明書を申告書に添付するか申告書提出の際に提示することが必要です。

保険金を受け取ったとき
 「生命保険」
 保険金を受け取る場合、その保険金死亡に基づくものか、満期によるものか、保険料の負担者は誰なのかなどによって課税関係が異なります。
 夫婦の関係でみると、上表のようになります。
 「損害保険」
 損害保険金を受け取る場合も、保険料の負担者や支払い原因によって課税関係が異なってきますが、保険を掛けていた人が建物の焼失や身体の傷害・疾病を原因として受け取る保険金には原則として課税されません。

配当金などを受け取ったとき
 契約期間中に受け取る配当金は、支払保険料から控除し課税されませんが、保険金と一緒に受け取る配当金は保険金の額に含めて一時所得として課税対象になります。
 相続税、贈与税が課税されるような場合には、配当金は保険金の額に含めて課税対象になります。

問い合わせ先
 半田税務署 ☎(21)3141

学校開放講座を開講

半田農業高等学校では、県教育委員会主催の学校開放講座を開講します。

専修・各種学校や県立学校のもつ教育機能を開放した、技術的、専門的な学習ができる講座です。
 希望の方は往復はがきで申し込みください。

講座内容と六回分材料費
 A コース食品加工講座 三千五百円
 B コース園芸講座 八千五百円
 受講資格
 満十五歳以上で、学習意欲のある方(中学生を除く)
 講座日時(六回連続)
 十月一日～十二月十七日
 (開講日はすべて土曜日)
 ハガキの記載内容
 (往)希望コース、氏名
 電話番号、住所、職業
 生年月日、年齢、性別
 (復)住所、氏名
 申込日時と申込先
 八月十五日～八月三十一日
 半田市柘町1-1
 愛知県立半田農業高等学校
 その他
 申込多数の場合は抽選で決定します。

問い合わせ先
 愛知県立半田農業高等学校
 ☎(21)0247